

## フランス家族給付における水平的再配分と垂直的再配分の法的意義

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-03-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 清水, 泰幸 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10098/3058">http://hdl.handle.net/10098/3058</a>

# フランス家族給付における水平的再配分と垂直的再配分の法的意義

清水 泰幸<sup>(\*)</sup>

## I はじめに

2010年4月1日、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」（以下、「子ども手当法」という）が施行され、同年6月から支給が開始された。

周知のように、子ども手当については、様々な議論が繰り広げられ、その実現までに紆余曲折を経た。2009年夏の衆議院議員総選挙で示された民主党のマニフェストのもとでは、中学校卒業前の子ども1人あたりにつき、所得制限なしで一律2万6千円を支給するとしていた。しかし、財源の問題から、2010年度は1万3千円を支給することになり、支給要件の中に所得制限を設けるべきであるという主張が一部に見られたものの、これについては見送られた。

所得制限を設けることについては、財源上の制約から限定的な支給とすべきとして肯定する立場のほかに、高所得者に手当を支給する必要はないという主張も散見された。しかし、給付要件に所得制限を設定することの法的意義に関する検討は皆無であったように思われる。確かに、従来の児童手当についても、支給要件の中に所得制限が設けられていたが、その根拠については必ずしも明らかではなかった<sup>1</sup>。

しかし、ある手当の支給要件に所得制限が付されるか否かで、当該手当の目的や性格に変化が生じることも事実である。手当の財源が租税や事業主による負担金から構成されていることを考えれば、所得制限が付されたとき、高所得者が手当の支給対象から除外される結果として、低所得者への所得移転という性格が強くなる。このとき、当該手当は、いわゆる、垂直的再配分の機

---

<sup>1</sup>児童手当の支給額は、3歳未満の子どもであれば、1人あたり1万円、3歳以上の場合、第2子までは、1人当たり月額5,000円、3人目以降は月額1万円であった。この程度では、所得保障としては非常に限定的な効果しか持たず、所得制限の存在意義について争点になり得たとも考えられる。

能を持つことになる。

これに対して、所得制限を付さない場合、ある要保障事故の発生のみを受給要件とすることになるので、当該手当は家計における特別の出費を社会的にカバーするという意味合いが強くなる。すなわち、特別の出費を前にして、それを家計の負担にのみ帰することを否定するので、ここでの手当は、リスクの社会的分担という意義を持つ。つまり、家計の自助のみにその解決を求めないことが基本原則となる。このとき、当該手当の機能は、水平的再配分として捉えられる。

一定以上の所得がある場合に手当を不支給とするのであれば、それぞれの家計の状況に応じてリスクを社会化するか否かが異なるという、選別性の強いシステムを構築することになる。子ども手当については、「子育てを未来への投資として、次代を担う子どもの育ちを個人の問題とするのではなく、社会全体で応援するという観点から実施するもの」<sup>2</sup>という理念が掲げられており、子ども手当の受給要件に所得制限を設けなかったことは、この手当を水平的再配分の原理のもとに置いたものとして理解されよう。

上記のようなことは、フランスの家族給付制度にも度々見られる論点である。家族給付にどのような役割を期待するのか、すなわち、所得制限のもとで給付を行い、垂直的再配分という社会政策的な意義を家族給付に見出すのか、それとも、多子家族に対する付加賃金としての伝統をふまえた、水平的再配分として家族政策の側面を重視するのかという論点は、幾度となく取り上げられてきた。こうした背景には、伝統的な家族政策の考え方と、1970年代以降に充実した社会政策の考え方との間で、両者が緊張関係にあることに由来する。フランスの家族給付と日本の子ども手当を同列に論じることはできないが、給付の歴史的な展開を見ていくことは、子育てを「要保障事故」として設定すること、ならびに、そこから生じる所得保障のあり方について一定の示唆をもたらすものと考えられる。

そこで、以下では、フランスの家族給付の歴史的展開と現行制度を概観し、そのうえで、現在、家族給付を巡って繰り広げられている様々な議論を取り上げつつ、家族給付の法的性格について検討を行う。

## Ⅱ フランス家族給付の概要

### 1. 家族給付の構成

本稿で家族給付（*prestations familiales*）とは、家族に関する複数の種類の手当（*allocation*）の総称として用いる。なお、フランスでもこうした理解のもとで法律の条文が構成されている。

家族給付の管理運営主体は家族手当金庫（*caisses d'allocations familiales*）であり、15種類程

---

<sup>2</sup>『平成22年版 厚生労働白書』（日経印刷、2010年）177頁。

度の手当を扱っている。その中には、家族政策とは直接関係のない、最低所得保障に関するものや、障害関連手当もある。以下では、フランス社会保障法典（Code de la sécurité sociale）L.511-1条の定義のもとで家族給付を整理していく。

同条によれば、家族給付は、次の8つからなる<sup>3</sup>。すなわち、①乳幼児養育給付（prestation d'accueil du jeune enfant）、②家族手当（allocations familiales）、③家族補足手当（complément familiale）、④住宅手当（allocation de logement）、⑤障害児特別手当（allocation d'éducation de l'enfant handicapé）、⑥家族支援手当（allocation de soutien familiale）、⑦新学学期手当（allocation de rentrée scolaire）、⑧付添親手当（allocation journalière de présence parentale）である<sup>4</sup>。

これらの手当は、同法典のもとで、次のように区分されている。第1に「一般扶養給付（prestations générales d'entretien）」として、上記②、③、⑥があげられる。②家族手当は日本の子ども手当（児童手当）に相当する。ただし、支給されるのは第2子からとなっている。③家族補足手当は、3歳以上の子どもを3人以上扶養している場合に支給される。⑥家族支援手当は、両親の一方または両方を失った場合に支給される。

第2に「乳幼児養育給付」であり、①が該当する。ここでは妊娠7ヶ月目に支給される出産特別手当（prime à naissance）、および、3歳未満の子どもに対して支給される基礎手当（allocation de base）が基本部分となる。そして、受給者が自ら保育をする場合は、就業自由選択補足手当（complément de libre choix d'activité）、親が働きに出て他人保育を利用する場合は、保育自由選択補足手当（complément de libre choix du mode de garde）がそれぞれ基礎手当に上乘せされる。フランスでは、3歳以上の子どもは、すべて公立の幼稚園に入園できるため、保育ニーズは原則として3歳未満の子どもが中心となる。

第3に「特定目的給付（prestations à affectation spéciale）」である。⑤障害児特別手当は一定以上の障害を持つ子どもを扶養する者に支給される。⑦新学学期手当は、所得制限のもと、学校の新学学期（新学年となる秋季）に備えるために9月に支給される。⑧付添親手当は病気または障害により看護が必要な子どものために親が休暇を取った場合に支給される。

上記のように、日本の児童関連手当（子ども手当（児童手当）、児童扶養手当、特別児童扶養手当）と比較して、著しく機能分化が進んでいるのがフランス家族給付の特徴と言えよう。とりわけ、1960年代から1970年代にかけて、所得制限（condition de ressources）<sup>5</sup>のもとで家族給付を充実させていく傾向が見られた<sup>6</sup>。この時期は、現在に至るフランス家族給付体系の草創期で

<sup>3</sup> 手当の詳細については、清水泰幸「フランスの家族政策」海外社会保障研究 No161（2007年）50頁、同「フランス家族給付の現状 育児関連手当に関する改革を中心に」労働法律旬報1607号（2005年）16頁を参照のこと（同1608号に掲載されている訂正記事も併せて参照されたい）。

<sup>4</sup> ひとり親手当（allocation parent isolé）は、2009年6月1日から、就業連帯所得保障（revenu de solidarité active）に置き換えられた。

<sup>5</sup> 訳語に忠実であるならば、ここは「収入要件」とすべきだが、本稿では「所得制限」として統一する。

あったと言える。

## 2. 水平的再配分と垂直的再配分

ここで、水平的再配分（*restritution horizontale*）と垂直的再配分（*restritution vertical*）の定義について整理しておきたい。フランス家族給付の歴史は、1930年代に始まる。この時代、労働者家庭における多子は、生活上のリスクと理解されており、子育てのために生じる様々な費用の社会的分担が目標とされていた。そのため、家族手当は労働者に対する付加賃金としての性格を残しており、貧困家庭に対する経済的支援という要素は希薄であった。家族給付に垂直的再配分の要素を付加するようになったのは1970年代以降とされている<sup>7</sup>。

所得再配分機能について大別すれば、まず、生活上の事故の発生に係る、特別の出費の社会的分担を目的とするものを、水平的再配分として掲げることができる。これに対して、所得階層の上位から下位に向けて世帯間の所得移転を給付の主目的とするものを垂直的再配分として整理する。もちろん、水平的再配分の中にも、観念上、金銭の移転が所得階層の上位のものから下位のものへと起こりうることを考えれば、両者の差異は相対的なものである。

フランスでは、家族給付に関して、それが家族政策、あるいは、社会政策として理解されるべきかについて、論争が度々繰り広げられてきた。1998年には、ジョスパン内閣のもとで10ヶ月というわずかな期間ではあったが、家族手当の受給要件に所得制限が設けられた。これは1997年12月19日に成立した1998年度社会保障財政法律にて実現したが、所得制限の適用からわずか10ヶ月後の、1999年度社会保障財政法律によって早々に廃止された<sup>8</sup>。家族手当の所得制限が廃止された理由は、十分な議論もないままにこういった措置に踏み切ったことが原因と考えられている。しかし、1999年に所得制限が廃止されたのと同時に、所得税の算定基準となる家族係数に上限が設けられることで、多子家族にも応分の税負担を求めていくことになった。これにより、より広い意味での社会正義の実現が目指されたといわれている<sup>9</sup>。

このように考えると、上述した相対的な差異とはいえ、水平的あるいは垂直的という違いを、財の移転の技術論に解消させるわけにはいかないだろう。なぜなら、法制度の存立を裏付ける社会的合意の所在をどこに求めるかということ、言い換えれば、当該法制度が追求する目的に対して社会的合意が無ければ、そうした制度の必要性は自覚的なものではなくなるからである。こうした社会的合意は、もちろんフィクションでも十分であろう。しかしそれさえもないところでは、

---

<sup>6</sup>Dupeyroux et al., *Droit de la sécurité sociale* 15<sup>e</sup> éd., p. 689. このとき、家族給付から普遍的な性格という側面が大きく後退し、個別的政策目標を追求するためのものにその性格が変質したとされている。家族手当金庫の扱う給付の種類は1970年の時点で7種類であったのが、2008年には15種類に上る。

<sup>7</sup>Dupeyroux, *op. cit.*, p. 686.

<sup>8</sup>Dupeyroux, *op. cit.*, p. 683.

<sup>9</sup>Depeyroux, *op. cit.*, p. 684.

現状追認的な給付に過ぎず、いずれは廃止されることになる。

### Ⅲ 家族政策と社会政策

#### 1. 検討の前提

まず最初に、家族政策 (politique familiale) と社会政策 (politique sociale) の位置関係を見ておく必要があるだろう。すなわち、両者はある程度の区別が可能なのか。あるいは、両者は関連があるのだろうか。関連があるとしたらどのような関係に立つのであろうか。

家族政策と社会政策の区別が関心を呼ぶようになった背景には、フランスの家族手当金庫が、家族政策とはおよそ無関係と思われる給付業務を多数担うことになったことに一因がある。以下で示すように、このことは、家族手当金庫の財源問題とも深く関連している。

家族手当金庫の財源は、かつては使用者からの拠出金のみで構成されていた。ところが、1978年以降、家族手当金庫の財源においては、本格的に租税代替化が実行に移され、35%が租税から、残りの65%が使用者からの拠出金となった。これにより、被用者のみに限られていた家族給付の適用範囲を、住民全体へと一般化することになった。すなわち、子どもを扶養して、自営業者などを含めたフランスに居住するすべての人々に対して、家族給付の受給を可能とするものであった。

ここに2つのモーメントが生じることが見て取れる。第1に、財源構成に租税の占める割合が少なからず存在することによって、家族給付の成立当時から考えられてきた、被用者の付加賃金という性質が大きく失われたことである。適用範囲を一般化することにより、および、財源に租税が投入されたことにより、被用者に対する保障という性格は希薄になった。

第2に、家族手当金庫の財源のうち租税に当たる部分は、(観念上の想定ではあるが) 成人障害者手当や住居関連手当のような、家族政策から一定の距離をおいた給付を実施するための財源として意識されうることである。

少なくとも、家庭内に子どもがいることを支給要件としない給付が多くなったことは事実であり、この部分を社会政策と呼ぶことに差し支えはあるまい。そうすると、家族手当金庫の中で、給付費の争奪という状況が生じることになる。このことは、家族手当金庫の業務において内的な緊張関係を孕むものとして言及される<sup>10</sup>。

ところで、こうした問題を考える際には、日本とフランスとの家族観の違いを押さえておく必要がある。明治憲法のもとで、日本のイエ制度は、国家の下請けとして機能する点に特徴があっ

---

<sup>10</sup>家族手当金庫の給付費の4分の1が、家族政策以外の成人障害者手当、社会住居手当、個人住宅扶助、参入最低所得保障制度に充当されているという。Dupeyroux, op. cit., p. 689.

た。ここで、世帯主には国家機関の末端としての位置づけが与えられており、国家による支配を隔々まで及ぼすという役目を負わされた。これに対して、家庭における父の役割が重視されてきたのはフランスも同様でありつつも、それと同時に、父を中心とする家庭には、国家に対する対抗装置としての役割が与えられていた<sup>11</sup>。

したがって、フランスの家庭は、いわば自治機関としての役割を担っていたと考えられる。これらのことから、直接的な結節点を見いだすのはいささか無理があるとしても、フランスの家族給付の受給要件に所得制限を設けることに関して、次のような興味深い論点を提供されている。すなわち、国家的介入によって、家族の福祉を実現しようとする家族政策の国家的動機、および、その正当化事由は何かという問いである。一方では、ありのままの、自己生成的な家族モデルを変更すること無く、それ自体に保護すべき価値を見いだすものとされる。他方では、給付という手段を通して、国家が望ましいと考える家族モデルを実現させようとするものである<sup>12</sup>。国家による家族への介入はどのようにして正当化されるのであろうか。以下では家族給付の所得制限という観点から、このことを明らかにしていきたい。

## 2. 給付における所得制限の背景

ラロックプランとして知られる1945年のフランスの社会保障計画は、社会保障の発展とともに、救貧的な給付制度は解消されるという展望を描いていた。ところが、オイルショック後の低成長、高失業率時代に入ると、貧困対策の必要性が見直されることになった。また、90年代に入ると、フランス的福祉国家の危機が叫ばれるとともに、社会的排除が大きな問題となった。職域別の社会保障制度を採用していたフランスでは、失業により労働市場からの退場を余儀なくされると、社会保障からも追い出されるという図式になっていた。こうした中で、貧困対策の重要性が喚起され、社会保障の制度的な間隙を補い、最低所得保障の機能を果たす給付の役割に注目が集まった<sup>13</sup>。20世紀の終盤とは、様々な給付体系の中で、貧困対策、ないしは、垂直的再配分を目的とする給付の重要性が再認識された時代でもあった。

90年代のEU統合に向けて、フランスは、財政赤字の削減に取り組まなければならなかったことも付言しておきたい。フランスの社会保障財政は、1990年代初めまでは、老齢年金が赤字の最大要因だったが、1994年以降は、医療保険と家族給付も赤字に転落している<sup>14</sup>。こうした中、1995年から1997年まで首相を務めたアラン・ジュベは、ジュベプランと呼ばれる社会保障改革に着手

<sup>11</sup>樋口陽一『憲法 第3版』（創文社、2007年）277頁。

<sup>12</sup>R. Lofore, Les contrôles d'ordre social préalables à l'attribution des prestations familiales : logique protectrice et logique intégratrice., RDSS,1994, p. 640.

<sup>13</sup>Dupeyroux, op. cit., p. 314.

<sup>14</sup>藤井良治「フランス社会保障における改革」『先進諸国の社会保障6 フランス』（東京大学出版会、1999年）373頁。

して、家族給付部門においても給付費の伸び率抑制を行った。

再び、家族給付に焦点を合わせよう。家族給付と所得制限について考えるとき、時の政権と家族給付との間には、興味深い連関が見られる。大まかには、左派政権では「大きな政府」が指向され、世帯の購買力を全体的に高める方向性が採用された。このために、垂直的再配分を促進しようとする。これに対して、右派政権の時には、古典的な家族モデルを掲げつつ、自由主義と普遍主義のもとで、水平的再配分を選好する傾向が見られた<sup>15</sup>。

先に掲げた家族給付の中で、受給要件の中に所得制限があるものは次の通りである。乳幼児養育給付の中から出産特別手当と基礎手当、他には、家族補足手当、および、新学期手当が挙げられる。実質的に所得制限は、給付へのアクセスに際して敷居 (seuil) として機能する。

フランスの社会的給付のうち、給付要件のうちに所得制限を設けているものは、給付費ベースで1973年には33%であったが、2006年には63%まで増加している<sup>16</sup>。これに対して、家族給付の中で所得制限のもとにある給付は、給付費ベースで1973年には23%であり、2006年になっても27%程度に留まり、大きな変化は見られない<sup>17</sup>。例外として位置づけられるのが、1998年に10ヶ月間だけ家族手当に所得制限が付されたときである。家族手当は、家族給付の給付費全体の4割を占めるので、このとき、家族給付の中で所得制限付きの給付の占める割合は74%に上った<sup>18</sup>。

近年、家族手当に所得制限を設けようとする主張が再度見られるようになった<sup>19</sup>。そこでは、家族手当の給付費を約20億ユーロ削減できるという見通しが立てられ、注目を集めた。しかし、1998年の10ヶ月間で削減された給付費であっても、7億8,400万ユーロにとどまっており、こうした削減幅には懐疑的な見解も見られる。

それではなぜ、普遍的な給付の代表格と目されてきた家族手当に所得制限を持ち込もうとするのか、その理由を見ていきたいと思う。

### 3. 給付対象を絞り込むことの意義

給付対象を絞り込む (ciblage) という作用は、どのような効果を持つのであろうか。ここまで述べてきたことから、受給要件に所得制限を設けることは、垂直的再配分と親和性が高い反面、厳密な意味での家族政策とは異なる傾向を持ち、社会政策としての性格が強くなることが窺われよう。しかし、逆説的ではあるが、こうした作用は、家族政策の中に社会政策を入れ込むという

<sup>15</sup>Dupeyroux, op. cit., p. 678 et sous.

<sup>16</sup>Dupeyroux, op. cit., p. 689では、1970年に14%だったものが、1995年には60%に増加しているとする。

<sup>17</sup>J. Damon, La mise sous condition de ressources des allocations familiales : une discrimination vraiment positive ?, RDSS, 2008, p. 338.

<sup>18</sup>Ibid.

<sup>19</sup>J. Attali, Le Rapport de la Commission pour la libération de la croissance., 2008. La Revue générale des politiques publiques(RGPP), 2007.



手法によってなされる。だからこそ、家族政策と社会政策は、給付費の占有率やそれぞれの機能の重複性から生じる内的な緊張関係のもとに置かれてしまう。

例えば、家族手当の受給要件に所得制限が付されている場合、家族手当の要保障事故としては、子育て費用という特別の出費が想定されながら、一定所得以上の家計は手当から排除される。ここで目指されている給付の効果は、結果的に家計水準の平準化への誘導として現れるであろう。つまり、手当がカバーするのは、当該事故のみならず、要保障事故の発生を梃子として、付随的には中低所得者に対してのみ家計の安定を目指すことになる。

所得制限を法制化することは、こうしたモデルについて、社会的なコンセンサスを擬製することを意味しており、当該給付の性格を変化させることにつながる。「公的給付による子どもの受益の可能性が、親の経済状況により左右されるのはおかしい」、および、「家族給付は、公的扶助給付に変質してしまった」<sup>20</sup>といった指摘は、この文脈においては正しいと思われる。

実は、こうした基本理念をめぐる争いは、古くて新しいものである。1969年から72年まで首相の地位にあった、シャバン＝デルマスは、いわゆる「5月革命」（1968年5月危機と呼ばれた大規模な学生運動）の影響を受けたことで知られている。まず、1969年の「新しい社会」演説で示された「衡平（*équité*）」概念のもとで、ニーズの大きな人々に対して集中的に社会的給付が行われるべきことを示し<sup>21</sup>、とりわけ1970年の第6次社会計画において、その方向性は一層明確にされた。すなわち、「第6次計画の主要な選択は、国による扶助を最もニーズを有している人々に向かわせることである」<sup>22</sup>ことを示した。この時代に、最も恵まれない人々に最大の配分をすべきという、垂直的再配分の正当化事由が政府から提出されていたことは注目されよう<sup>23</sup>。

#### 4. 小括

ここまで見てきたように、ある手当に所得制限を設けることは、単に財源の配分を技術的に最適化することに尽きない（そもそも、そこでの最適化は、何を目的としているのかを明らかにすること自体が難問である）。金銭給付の果たす役割は、所得保障に他ならないが、受給要件に所得制限を設定することにより、当該給付の効果は一定所得に達しない人々に限られる。したがって、家計の状況を勘案しながら給付を行うという点で、一定の政策的バイアスを承認することになる。

ここで先の問いに戻ることができる。すなわち、国家の想定する家族モデルを実現する

---

<sup>20</sup>Dupeyroux, op. cit., p. 690.

<sup>21</sup>Damon, op. cit., p. 340.

<sup>22</sup>Ibid.

<sup>23</sup>しかし、こうした傾向が、家族手当金庫に対して、結果的に家族政策的要素の見受けられない社会政策全般を投げ込んでしまったとも考えられる。

ための方策として、受給要件に所得制限を設定することは、自由主義を標榜する体制であるのなら許容されないであろう。それは、財源の制約という、もっともらしい理由とすり替えることができる点でも、慎重な見極めが必要となる。したがって、垂直的再配分のもとでは、目的達成に対して、より直接的かつ効率的な対応が可能となるけれども、国家的価値の強制という侵害的契機を含まざるを得ず、その正当化は常に要求されることになる。

これに対して、水平的再配分の論理構成は、リスクの分散という原則に忠実であって、経済的困窮の存在するところに給付を向けているわけではない。したがって、給付の政策的効果を測定するのに困難が伴うことは必然とも言える。しかし、国家による家庭への侵害的契機という点では、より危険性の少ない手法と言えるであろう。

つまりは、どちらの論理で社会的なコンセンサスを形成するか、なおかつ、国家による侵害的契機を封じる手段が確保されているかが、国家による家族への介入の態様、具体的には再配分の手法を決定する上で、重要な要素となるであろう。

#### IV おわりに

公的財源を原資とする給付制度であれば、その効率性、もっと具体的に言えば少ない支出で最大の効果を上げることが意識されざるをえない。また、経済原理では、限られた資源の配分を最適化することが給付制度の存在理由と考えられているかもしれない。しかし、何をもって最適化されたと判断するのだろうか。むしろ、給付によって実現しようとする目的こそが重要であるのにもかかわらず、こうした論点に関する議論は、十分に為されているとは言い難い状況にある。

育児関連の給付を設計するとき、出生率の向上に触れられることは避けたい現実である。しかし、出生率の向上を目指して給付制度を整備するにしても、そこに至るまでの前段階を無視することは出来ないことも事実である。1990年の1.57ショックのもとで、出生率の低下が指摘されてから、実に20年が経過した。しかし、残念ながら、児童関連政策については空白の20年になってしまった感が否めない。少子化と言われながらも保育所の待機児童の問題は一向に解決されず、幼保一元化も抜本的な対策が実現されるまでには至っていない。

また、少子化が社会に与える影響もきちんと捉えなおす必要があるだろう。次世代や現役世代の人々のことを、来るべき超高齢化社会を支える主体として想定することは、乱暴な考えと言わざるをえない。現役世代は、自分の生活とその子どもの生活について、まず責任があるのであって、その余力で高齢者世代を支えることができるに過ぎない。「3人で1人の高齢者を支える」、「45年後には1人で1人の高齢者を支える」という想定は、それ自体がおかしいことを認めるべきであろう。

さらに、少子化が確実に進みながらも、若年者の就職難という現在の状況を考えると、出生率

を向上させたとしても、その20年後の社会は、彼らを労働力として受けとめきれののだろうか。それでも出生率を向上させようとするのであれば、ドイツやフランスのように、失業率が10%付近にあり続け、若年者が仕事に就けないことを常態とするような社会を許容する準備も必要となる。

いずれにしても、高齢化社会を支えるために次世代を創出するような意識のもとに、社会的コンセンサスは形成され得ない。したがって、配分原理を議論するまでもなく、現在の日本において、社会的に是認されうる制度設計は、不可能に近いのではないか。

このように考えると、加重的な負荷となってきた世代間扶養という方向性を捨て去りつつ、適切な世代内連帯ないしは世代内扶養という前提のもとで、子育て支援策というものを考えていく必要がある。本稿では、家族給付の法的性格から検討を進めてきたが、結局、社会のグランドデザインが存在しないところでは、検討のもととなる視座さえも獲得できないのではないだろうか。

※本研究は、文部科学省(又は独立行政法人日本学術振興会)の科研費(19530044)の助成を得たものである。(This work was supported by MEXT KAKENHI (19530044).)